

運営協議会のあり方の見直し及び改善(案)

自家用有償旅客運送フォローアップ検討会

平成18年10月の改正道路運送法の施行により、新たに制度化された自家用有償旅客運送の登録制度について、関係者による意見交換等を通じてその課題の整理を行い、制度の適切かつ円滑な運用を図るために開催。個別の課題等については、より実務的な検討を行うためワーキンググループを設置し、具体的な改善策を検討。（開催期間：第1回 H18.12.22 ～ 第5回 H21.5.14）

【主な指摘内容】

- 協議会において十分検討され、合理的な理由により合意されたローカルルールは、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでなければ、排除されるものではない一方で、一度定められたローカルルールが、その前提となる状況が変化しているにもかかわらず、長期間見直されないこと等は適当ではないことから、ローカルルールの適切な見直しのため働きかけが必要。
- 運送区域を一律に県単位まで拡大することは不適当と考えられ、運営協議会を全県で設置している自治体については、分科会を設置するように働きかけが必要。
- 「地域のタクシー運賃の概ね1/2の範囲内」という対価の基準は目安であり、上限ではない旨の周知徹底が必要。
- 運営協議会が機能するか否かは主宰者である自治体の責任が最も大きいため、自治体が勉強し、主導権を持ち、責任をもってやるということを国土交通省から十分に働きかけをお願いしたい。

関係通達の発出

「運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について」(H21.5.21)

各地域の運営協議会が独自に定めた基準（いわゆるローカルルール）について、合理的な理由に基づき合意されたものは排除されるものではないものの、状況、実態を踏まえなかったものについては、適当ではないため、適時、主宰自治体で検証するとともに、地方運輸局が連携をするように指示。

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」(H21.5.21)

運営協議会における協議等に際して解釈、運用上の疑義等が指摘されている諸点について、考え方等を整理。

- ・運送の区域
複数市町村、都道府県単位での運営協議会の設置は可能だが、利用者の居住地、行動目的に合理的な範囲が望ましい。
- ・旅客から収受する対価
タクシー運賃の概ね1/2とは目安であり、上限ではないことの明示。
等

関係通達の整理 (H21.5.21)

関係通達を改正。

- ・運行管理の体制の見直し合理化
専従者を不要とする。
また、市町村運営有償運送においては、委託の場合、市町村職員から運行管理責任者の選任を要しないこと。
等

運営協議会における合意形成のあり方検討会

平成18年の道路運送法の改正により、登録制度として位置づけられて4年が経過し、各方面からいろいろな改善要望が寄せられている状況であり、与党(当時)民主党の総合特区規制改革小委員会からも運営協議会における合意形成のあり方について改善をすることを要望されていたところであり開催。(開催期間:第1回 H23.1.21 ~ 第5回 H23.4.27)

【主な指摘内容】

- 運営協議会は市町村が主宰者であるが、市町村職員は、旅客自動車運送事業とその補完である自家用有償旅客運送制度に係る法制度に精通しているわけではなく、また、市町村以外の構成員も制度の趣旨等を理解していないことが多い。
- 地域における移動制約者等の移動については、本来、公共交通機関が担うものであることを関係者が認識することが重要であり、その上で移動機会確保に関する長期的な対応も含め議論を深めるには、移動制約者等の移送ニーズと当該地域内の公共交通機関による運送サービスの提供状況や数量的なデータの的確な把握が必要。
- 福祉有償運送の旅客の範囲について、運営協議会の主宰市町村においては、会員等の障害の態様に応じて、旅客要件への適否を運営協議会や判定委員会を設置するなどして確認しているが、一部の運営協議会においては、確認に時間を要している。
- 一部運営協議会において、関係法令・通達に定められていない独自の基準(ローカルルール)が定められており、当該ローカルルールのため、協議が合意に至らない場合がある。
- 市町村に対し、運営協議会の開催を申し入れているが長期間開催されない場合や、そもそも設置さえされない場合について、構成員及び申請団体から設置・開催等のための申し出を受ける窓口がない。

関係通達の発出

「自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」(H23.6.30)

自家用有償旅客運送制度に関する取組みについて地域間で大きな格差がある等の指摘を踏まえ、運輸局、運輸支局において、運営協議会の主宰者である市町村と連携を図る旨を通知。

- ・市町村担当者及び運営協議会構成員に対する自家用有償旅客運送制度の趣旨説明や、協議するポイント等を注意喚起するなどサポートを行うこと。
- ・ローカルルールに係る見直しについての積極的な働きかけや、運営協議会の適正な運営の弊害となる不合理なローカルルールに関し、構成員及び申請団体からの申し出を受け、その見直しを図るために主宰市町村に対し積極的な働きかけを行うこと。 等

「福祉有償運送の対象旅客の判断に際しての知見の活用について」(H24.7.31)

市町村に対して、運営協議会において福祉有償運送の対象旅客の判断が困難な場合、各市町村に在籍している「医療、保健、福祉専門職」の知見を積極的に活用していくよう取り扱いの指示。

項目	課題	改善の方向性	さらなる検討
協議の内容・範囲	地域の交通だけでなく、まちづくりや福祉等の観点からも議論すべき。	地域交通会議や地域公共交通活性化再生法に基づく協議会との統合や、まちづくり、福祉、教育等の関係者も協議会に組み入れるなどの取組みを進めてはどうか。	取組みを進める手段について、通達だけでなく、意識改革を起こさせるような方法をどのように考えるか。
合意形成の内容	「運送の必要性、運送の区域、収受する対価」以外についても合意を必要としている。	法令においては、当該三点についてのみ規定していることを改めて周知徹底してはどうか。	<p>三点以外にも合意を要している項目については、登録の段階でチェックすべきものであり、合理的な理由がない場合については、議題から外すよう働きかけを行うべきか。</p> <p>※三点以外の項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する自動車の種類ごとの数 ・運転者に求められる要件 ・運行管理の体制 等
合意形成の方法	国交省の通達では、運営協議会での議論の進め方や議決の方法(多数決、全会一致等)について定めおらず、協議会の運営に不満が多い。	議決の方法等についてはルールを定めておらず、条例で定めることも含めて市町村等にゆだねられていることを周知徹底してはどうか。	利害調整を行うコーディネーター役を担う者が円滑な合意形成を誘導するスタイルを確立し普及を図るべきではないか。
ローカルルール	合理的な理由について検証を行っていないローカルルールが多くみられる。	不合理なローカルルールについては是正に向けた取組が促進されるよう、引き続き積極的な働きかけを行うべきではないか。	ローカルルールの見直しや検証を長期間行っていない場合があるため、期限を設けるなどして、見直し促進を加速させるべきではないか。

市町村が交通政策を中心として地域において主体的な役割を持つイメージ

